

新宿区定額減税補足給付金(不足額給付)を支給します

申請期限は10月31日

令和6年度に実施した新宿区物価高騰対策臨時給付金(当初調整給付)で算定した給付金の金額に不足が生じる方を対象に、不足分の金額を支給します。

支給対象と見込まれる方には、支給案内(圧着はがき)か振込口座・支給対象かどうかを確認する確認書等のいずれかを順次、発送します。



支給対象・支給額

	支給対象(★)	支給対象となる可能性 ある方の具体例	支給額
不足額 給付1	令和6年分推計所得税額等から算出した当初調整給付所要額と、令和6年分所得税額・定額減税の確定額等を基に計算した本来給付すべき所要額との間で差額(不足)が生じる方(納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外)	令和6年中に退職・休職・転職等をした方等 令和5年中の所得に比べ、令和6年中の所得が減少したことで、「令和6年分推計所得税額(令和5年中所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年中所得)」となった場合 令和6年中にお子さんが生まれた方等 扶養親族が令和6年中に増えたことで、「所得税分定額減税可能額(当初調整給付算定時)」<「所得税分定額減税可能額(不足額給付算定時)」となった場合 令和6年度個人住民税(令和5年中所得)の修正申告をした方 当初調整給付算定後の税額修正により、令和6年度分個人住民税所得割が減少し、当初調整給付額に不足が生じた場合	「本来給付すべき所要額」 -「当初調整給付算定時の所要額」 (1万円単位へ切り上げて支給)
不足額 給付2	支給対象(★)		
	原則として、下記の要件を全て満たす方 ▶ 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円 ▶ 税制度上「扶養親族」等の対象外である(事業専従者(青色・白色)、合計所得金額が48万円超) ▶ 低所得世帯向け給付(令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員でない ▶ 当初調整給付の支給対象の本人や被扶養者でない		原則として 4万円 (令和6年1月1日時点で 国外に居住していた方は 3万円)

★原則として、令和7年1月1日(賦課期日)に区に住民登録がある方が対象です。
※支給要件を満たしていることを確認するため、令和6年中の所得等に関する書類の提出が必要な場合があります。詳しくは、お問い合わせください。
※本給付金事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施しています。

- 手続き不要 支給案内(圧着はがき)が届いた方
- 支給案内(圧着はがき)は7月17日(木)から順次発送します。給付金は、8月中旬から順次支給します。
- 手続きが必要 確認書等が届いた方
- 確認書等は7月28日(月)から順次発送します。下記のいずれかの方法で期限までに申請してください。期限までに申請がない場合、給付は受けられません。
- 給付金は、申請内容に問題がないことを区が確認した後、おおむね3週間～1か月で支給します。
- ▶ 確認書等の返送による方法
- 確認書等に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で10月31日(金)(消印有効)までに返送してください。
- ▶ 電子申請による方法
- 確認書に記載の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、必要事項を入力・必要書類を添付の上、10月31日(金)午後11時59分までに申請してください。
※電子申請が完了すると、完了メールが届きます。給付金が支給されるまで大切に保管してください。
※申請書が届いた方は、電子申請による手続きはできません。紙の申請書を提出してください。
- 支給案内(圧着はがき)または確認書等が届かない方も支給対象となる場合があります
- 下記に該当する方等で、8月中旬までに支給案内(圧着はがき)または確認書等が届かない方は、お問い合わせください。
- ▶ 3月18日(確定申告期限の翌日)以降に、令和6年中の所得に関する申告を行った方で、不足額給付1(左表上参照)に該当すると思われる方(定額減税しきれていないと思われる方)
- ▶ 3月18日(確定申告期限の翌日)以降に、事業主または本人が令和6年中の所得に関する申告を行った方で、不足額給付2(左表下参照)に該当すると思われる方(定額減税されていないと思われる方)
- ▶ 令和6年1月2日以降に区に転入した方で、令和6年度住民税で定額減税しきれていないと思われる方
- ▶ 令和6年度住民税所得割額があり、令和6年分所得に関する申告をしていない方

☎ 区定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター ☎0120(008)115(土・日曜日、祝日を除く10月31日(金)まで開設)
※代筆・代読が必要な方や電話での問い合わせが困難な方向けの相談窓口を、10月31日(金)まで区役所第1分庁舎8階に開設しています。
区の担当課 物価高騰対策臨時給付金対策室 ☎(5273)4112・FAX(5273)4366

新宿 11 寒天工房 讃岐屋

今月のキーワード 寒天本来の味が楽しめるお店を教えて！

◆所在地／営業時間 高田馬場3-46-11 ☎(5489)5489 午前11時～午後5時(喫茶は正午～午後3時30分、水曜定休)

スタッフのイチオシ！

こし餡あんみつ

大きくカットした寒天に、すっきりと滑らかな口当たりの上品なこし餡を合わせました。粒餡のあんみつもあります。

店名のとおり讃岐屋の商品の主役は「寒天」。大正時代の創業以来100年以上、寒天にこだわり続けています。寒天を作る際、原料の天草の煮込みに他店では鍋を使うことが多い中、讃岐屋では圧力釜を使用。天草の旨みを余すことなくギュッと寒天に閉じ込めています。讃岐屋の寒天が、琥珀のような薄黄緑色を帯びた色合いなのはそのため。風味の豊かさで、多くの人を虜にしています。

他にも、あんみつに添えられる赤えんどう豆にも注目。「ウチのは、振り切った塩気が特徴ですね」とスタッフが話すように、黒蜜と対極をなす塩気のきいた豆は、良い箸休めに。黒蜜の甘さと塩豆のしょっぱさの無限ループにはまり、食べる手が止まりません。口の中でホロッと崩れる寒天と、しっとり優しい食感の塩豆、さらに穏やかな甘みの黒蜜の三者が織りなす優しい甘味で、暑い夏を乗り切りましょう。